

熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析

原 史彦

はじめに

一 東浜御殿・西浜御殿の設立期

- (一) 御殿設立期の検証
 - (二) 御殿設立期の再考
 - (三) 御殿設立期の仮説
- ## 二 東浜御殿・西浜御殿の利用変遷と終焉

- (一) 御殿利用の変遷
- (二) 御殿の衰退
- (三) 維新时期以降の御殿
- (四) 御殿遺構

三 「熱田東御殿指図」の分析

- (一) 御殿解体過程
 - (二) 御殿構造の検証
- おわりに

はじめに

尾張藩が多数の江戸屋敷を所持していたことは、安政二年(一八五五)時の屋敷書上である『諸向地面取調書』(国立公文書館内閣文庫蔵)に記載された四三筆・三一万一〇五三坪余に及ぶ破格の数値からも明らかで、東京都教育委員会による市ヶ谷上屋敷発掘調査記録を始めとする諸調査記録や展覧会図録、渋谷葉子氏の⁽¹⁾一連の研究により、その概略・個別機能・歴史的評価は徐々に明らか⁽²⁾とされる。

この膨大な数を誇った江戸屋敷以外にも、尾張藩は国許に多数の屋敷を所持した他、江戸・尾張以外にも伏見・大坂にも屋敷を所持していたことが、尾張藩の屋敷調査記録「嘉永元申十月出来 尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留完」(以下、「存亡吟味留」という。東浜御殿・西浜御殿に関する記事は別途「史料」として掲出⁽²⁾)や、「江府 尾州 大坂 御屋敷吟味一卷全」⁽³⁾といった記録から判明している。しかし、尾張領内における御殿は、一七世紀時点

で廃絶した所が多く、史料の制約からこれまで詳細に検討されることはなかった。

こうした中、徳川美術館・名古屋市蓬左文庫会場において平成三〇年（二〇一八）九月九日から同年一〇月二八日まで開催した秋季特別展「尾張

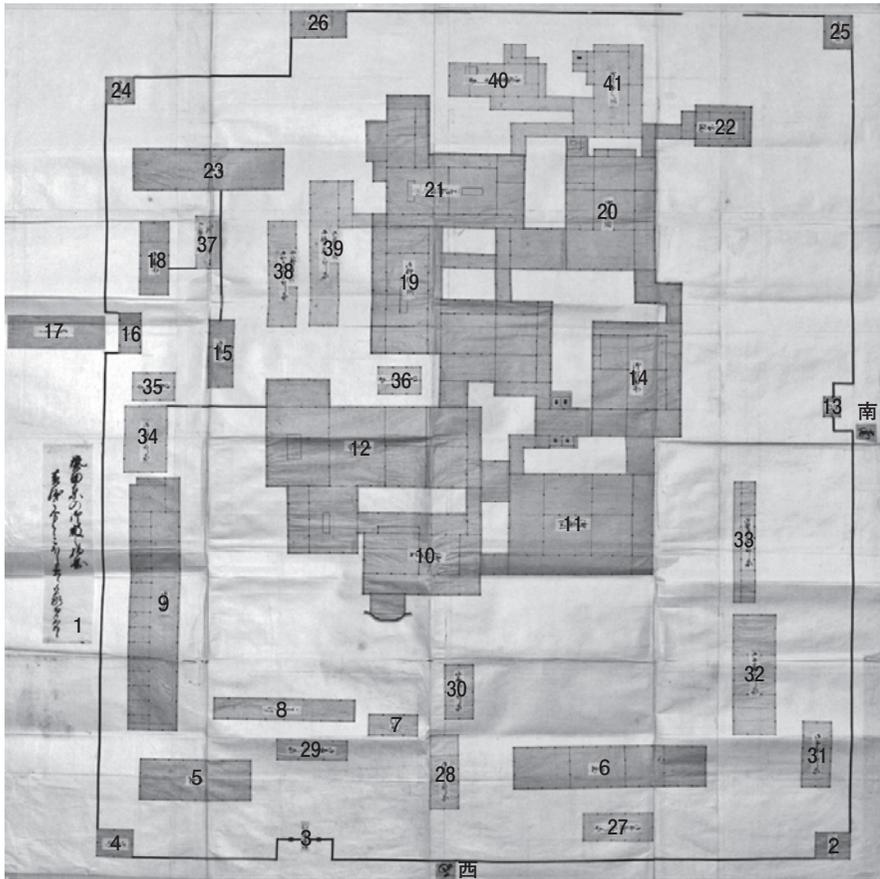


図1 「熱田東御殿指図」江戸時代 17世紀 徳川林政史研究所蔵 縦122.2糎・横119.5糎

表題貼紙	1	熱田東の御殿指図／黄紙之分者こほし置候御家ニ而御座候
浅葱地紙	2	御番所
同	3	かふ木御門
同	4	御番所
同	5	御蔵
同	6	御蔵
同	7	御門
同	8	こしかけ
同	9	御馬屋
同	10	御鎗の間
同	11	御廣間
同	12	御臺所
同	13	御門
同	14	御對面所
同	15	御番所
同	16	御門
同	17	はし
同	18	御番所
同	19	御料理之間
同	20	御座の間

同	21	上御料理之間
同	22	二階御書院
同	23	御蔵
同	24	御番所
同	25	御番所
同	26	御番所
黄地紙	27	御土蔵こほし家
同	28	御番所こほし家
同	29	御番所こほし家
同	30	御番所こほし家
同	31	御土蔵こほし家
同	32	御土蔵こほし家
同	33	御鷹部屋こほし家
同	34	御番所こほし家
同	35	御かま屋こほし家
同	36	坊主部屋こほし家
同	37	御賄部屋こほし家・御奥方へ取
同	38	御奥方へ取・御かく部屋こほし家
同	39	御奥方へ取・御賄部屋こほし家
同	40	御風呂屋こほし家
同	41	御休息之間

藩邸物語」準備時に図1「熱田東御殿指図」⁴を初めて確認した（口絵2）。領内御殿の一つである東浜御殿は、地誌類や地図などでその存在は明らかだったが、内部構造は知られておらず、この図の確認によって東浜御殿の異なる構造が明らかとなった。

このことにより本稿ではまず、設立経緯や構造が不明だった東浜御殿・西浜御殿について、その変遷を辿ると共に御殿機能の変化について考察し、尾張藩領内御殿の役割の一端を明らかにしたいと考える。その上で「熱田東御殿指図」を分析し、文献では知りえなかった構造を明らかにする。

一 東浜御殿・西浜御殿の設立期

(一) 御殿設立期の検証

東海道宮宿南側の海上には惣石垣造りの海上御殿である東浜御殿と、七里の渡し場北には西浜御殿の二つの御殿が設けられていた。中でも東浜御殿は『尾張名所図会』巻四の挿図・図2「七里渡船着寝覚里」図でも知られるように、櫓を擁した海城のような威容を誇っていたことから、熱田を代表する景観だったことは容易に想像できる。東浜御殿は現・名古屋市熱田区内田町附近、西浜御殿は同神戸町附近にあったと推定されている。

『名古屋市史地理編』⁶の記述では、東浜御殿は寛永十一年(一六三四)、西浜御殿は承応三年(一六五四)の設立とする。この設立年は、『史跡あつた』⁷や『熱田区誌』⁸といった郷土誌でも繰り返し紹介されており、半ば定説化していた。

東浜御殿の設立年については、『張州府志』⁹・『厚覧草』¹⁰・『尾張徇行記』¹¹・『尾張志』¹²といった江戸時代の主要地誌が寛永十一年とすることで、尾張藩の記録「存亡吟味留」でも同年の設立としている。管見の限り『尾張國愛智郡誌』¹³のみが寛永元年とする。

熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析



図2 「七里渡船着寝覚里」図部分(『尾張名所図会』巻四 挿図)

一方、西浜御殿については明確に承応三年とした地誌はない。『尾張國地名考』¹⁴では前身御殿を寛永年間(一六二四～四四)に建てて、承応三年に現地に移設したとする。「熱田町旧記」二冊本では『尾張國地名考』と同様の見解を示すが、移設したのは寛永一〇年のこととする。『張州府志』では設立年不詳、『張州雜志』¹⁶では寛永一六年、『尾張徇行記』では「編年要略」を引用して明暦元年(一六五五)、『尾藩世記』¹⁷でも明暦元年と、史料によって違いがある。そのため「存亡吟味留」では設立年を明らかにしていない。それにも拘わらず近代以降の地誌類では『尾張國愛智郡誌』の見解の一部を基にしたのか、承応三年設立説が一人歩きする。

しかし、『源敬様御代御記録』(以下、『御代御記録』¹⁸)には、元和九年

(一六三三)七月八日に水戸徳川家初代頼房に対し「熱田東御屋敷」で馳走を施した記事、寛永九年七月二十八日に春日局に対し、「同所西御茶屋」で馳走を施した記事がみえる。「熱田東御茶屋」は東浜御殿、「同所西御茶屋」は西浜御殿を指すとみて差し支えないだろう。そうすると、東西両御殿ともに先の設立年は否定されることになる。元和九年時点で「東」と称することは、その対となる「西」があつたことを意味するため、東西両御殿ともに元和九年時点で存在していたとみなせる。

東浜御殿を寛永一一年設立としたのは、同年八月八日に三代將軍家光が東浜御殿に止宿したことに拠ると思われる。上洛前年の同一〇年五月四日時点で、尾張藩に到達された「幕府老中連署奉書 成瀬隼人正(正虎)・竹腰山城守宛(正信)」(以後、「老中連署奉書」という⁽¹⁹⁾)の「宮 御殿あたらしく作事」の文言が一つの根拠となつていた。

以上

来年就

御上洛那古屋并宮

御殿あたらしく作事

なと被有之候儀 無用

之由被 仰出候之間

其御心得尤候 恐々

謹言

五月四日

松平伊豆守

信綱(花押)

稲葉丹後守

正勝(花押)

酒井隠岐守

忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

竹腰山城守殿

成瀬隼人正殿

この奉書内容は「事蹟録」⁽²⁰⁾・『御代御記録』にも収載されており、名古屋城本丸御殿を含め、「宮 御殿」の新規「作事」を「無用」とする旨の通達である。しかし、「事蹟録」の記述にあるように、「一名護屋御本丸御殿出来以後十八九年ニ相成／破損致候ニ付 今度御毀サセ 此節御作事被／仰付候 右之御觸以前之儀ニ候得ハ 御作事／苦ケ間敷ハ 候得共 序ヲ以 御老中江咄置候様ニト／成瀬隼人正江被 仰遣之」(『)は改行。筆者加筆)と、本丸御殿が設立から一八〇九年経過しているので老朽化していること、既に作事に着手しているので止められないことを理由に、義直は本丸御殿御成書院(上洛殿)などの増設を強行している。

さらに『御代御記録』では「一、熱田・佐屋 御殿御作事、無油斷急候様御作事奉行江申渡」と、熱田及び佐屋御殿の「作事」を油断なく急ぐように作事奉行へ申し渡し、「熱田 御殿御くつろぎ之間御座敷之繪」の製作を狩野采女(探幽)、「御殿之繪」の製作を狩野奎之助に命じている。東浜御殿の設立が寛永一一年とみなされたのは、これら一連の記事に影響された可能性がある。しかし、「老中連署奉書」で停止を命じたのは「作事」であつて、「普請」ではない。このことは、すでに寛永一〇年時点で御殿空間は存在していたことを意味している。

(二) 御殿設立期の再考

御殿設立年に関する疑念は、すでに永井哲夫氏によって明らかにされている⁽²¹⁾。永井氏は地誌類や「寛永二年三月 幕府老中連署熱田宿旅館土留石垣築につき奉書写⁽²²⁾」といった諸史料の分析を通じて、「老中連署奉書」は東浜御殿の修築文書であること、『御代御記録』の徳川頼房の東浜御殿止宿の記事は信憑性の高い記事であることを論証し、東浜御殿の設立は従来から言われている寛永十一年(一六三四)でも同元年でも無いことを証明した。

永井氏は、慶長二〇年(一六一五)二月二日に二代將軍秀忠が熱田に逗留し、以後、寛永十一年までに七回も將軍家による熱田逗留が行われたため、この間にも逗留用施設が必要ではないかと推定している。その傍証として、『尾張國愛智郡誌』収載の「此石垣ニセシ石ハ名古屋城ヲ築キシ剩餘ヲ用フ故ニ間諸侯ノ名ヲ刻シタルモノアリ」とする記事を挙げている。名古屋築城時の残材をもって東浜御殿が築かれたという伝承である。その上で永井氏は、名古屋城石垣普請が慶長一七年まで継続されたことを基に、東浜御殿の設立を慶長一七年から同二〇年までの間と推定したが、この見解には賛同できない。

この時期ではまだ名古屋城の作事が完了しておらず、名古屋築城を最優先する家康の意向がある中で、第一目的を果たさない内に別途施設の普請を行うとは考えられないからである。『蓬左遷府記稿⁽²³⁾』の元和元年(一六一五)八月二四日条の記事が正しいのならば、名古屋城普請は大坂陣後も継続されておられ、この時、南は古渡、東は矢田川、西は枇杷島川を境とする物構普請の命が家康によって出されている。この普請は家康が歿した元和二年

四月一七日以降に中止となるため、家康が命じた公儀普請はこの時期まで継続していたわけである。これ以前に東浜御殿の普請に着手したとは考えにくい。

また、秀忠が初めて熱田に止宿したと確認できるのは『台徳院殿御實紀』卷卅四⁽²⁴⁾の慶長二〇年二月二日条で「元寛日記」を引用した記事だが、この時は「二日 御所宮の驛にとまらせ給ふ」とあるように「驛」に止宿したとある。『永原御殿跡総合調査報告書』第三章⁽²⁵⁾において『台徳院殿御實紀』・『大猷院殿御実紀⁽²⁶⁾』における將軍止宿所名の分析が行われており、御殿は「御旅館」、鷹野・日光參詣宿所を「離館」・「行殿」、上洛宿所を「御旅館」ないしは「官荘」と使い分けていることを明らかにしている。「驛」と表記されているならば、宿場ないしは宿場周辺での宿泊と解釈すべきであろう。

『御代御記録』での熱田の初出は、慶長二〇年四月二日条の「一、春姫様和歌山へ 御越、今日棄名 御渡海、於熱田 御中休(後略)」である。義直に嫁ぐ春姫が熱田で「御中休」を取ったとの記事だが、休んだ場所は記されていない。しかし、春姫の実家である広島浅野家(当時は紀伊浅野家)に伝わる記録を基に編纂された『浅野莊と浅野氏⁽²⁷⁾』には「十二日、春姫の一行桑名渡海、熱田の社家林助太夫宅にて中休の上、本町筋を大手に入り(後略)」とするように、熱田宮社家の林家を休息所としていることが判る。その七日後の四月一九日には秀忠が「今晚熱田 御止宿」(『御代御記録』)としているため、御殿の利用を避けたと考えられるが、藩主正室となる人物の慶事巡行において御殿を利用しないことは考えられず、慶長二〇年段階ではまだ熱田に御殿は存在しなかったとみる方が妥当ではなからうか。また、この記事からも判るように、熱田には貴人の止宿・休憩所とし

て充てるに足る熱田宮社家が存在したことを物語っており、御殿が無い時代に將軍をはじめとする貴人が熱田に止宿する場合は、熱田宮社家を利用した可能性が高い。

熱田での將軍止宿・休憩の回数を『台徳院殿御實紀』・『大猷院殿御實紀』・『御代御記録』で確認すると、秀忠が一〇回の来訪の内、慶長二〇年二月二日・同年四月一九日・元和五年五月二二日・元和九年六月三日・寛永三年六月一三日の五回、家光は六回の来訪の内、元和九年七月七日・寛永三年七月二五日・同年九月晦日・寛永一一年八月八日の四回を数える。秀忠の慶長二〇年二月二日時は「熱田驛」への止宿であり、同年四月一九日時も春姫婚礼史料からみてこの時に御殿が存在したとは考えられない。

しかし、東浜御殿・西浜御殿の設立を明確に示した史料はなく、『御代御記録』の元和九年（一六三三）七月八日条における「熱田東御屋敷」の表記が御殿名の初出であるため、家康が歿して名古屋城普請が正式に終了した元和二年四月より同九年七月までの間に、東西両御殿ともに設立されたとするのが史料的な限界である。

（二） 御殿設立期の仮説

永井氏が着目した『尾張國愛智郡誌』の名古屋城普請殘材利用に関する伝承は、「存亡吟味留」に伝馬町の五兵衛と申す六六歳の老人から聞き取った話として収載されており、ここには『尾張國愛智郡誌』にはない次のような興味深い伝承が見られる。

殿様御引移被為遊 諸国御大名様より／御材木 石御献上之由 引續濱両
／御殿共御作事御座候由申者有之候得共／全牀／御城御作事御材木

石殘候ニ付 元和之比 成瀬／隼人正様被遊御氣附 東／御殿并濱燈明
御出来ニ付 御軍用之由申者／有之 燈明場之儀 石火矢臺 又遠見之場
所与／申者も御座候 仍て御番所前古来々今以升形与／申傳候 右三ヶ
所石垣ニハ御大名様方御銘御印／御座候由申承候

殘材があることを「元和之比」に成瀬隼人正が気づいて「御殿」と「御燈明」を築いたこと、これらは「御軍用」として築かれたこと、「燈明場」は「石火矢臺」もしくは「遠見之場所」の役割を果たすという口伝があること、軍用であるため「御番所前」は昔より「升形」と伝えられていること、という伝承である。

この伝承を基に御殿設立期に関する仮説を以下に提示することとする。家康による惣構普請の命は、家康の死で中止になるまでの少なくとも八ヵ月間は進行し、惣構における関門用の石材・木材も集められたはずで、中止になればこれらが殘材となるわけである。惣構普請の中止は、防御施設普請の中止を意味することから、名古屋城下への第一関門といべき場所に代替の「御軍用」施設を設けるという発想が、尾張藩側に生じたとは考えられないだろうか。つまり、南方防御の一面を担う支城の普請である。

東浜御殿の外観が櫓を擁した城郭仕様であることも、一つの証左となろう。また、「御殿」・「御燈明」普請を実行したのが、尾張徳川家の名代を務める附家老・成瀬隼人正というのも示唆的である。

なお、元和五年（一六二〇）五月二二日の秀忠熱田止宿は「熱田并名古屋において御馳走有之」、「御代御記録」とあり、秀忠が熱田で饗応を受けたことが判る。前回訪問の同三年六月二五日時は名古屋城での滞在のみだったが、元和五年時は熱田で饗応が行われているため、この時には東浜御殿が存在した可能性がある。時系列でみると、元和二年の惣構普請中止による

残材で東浜御殿の普請が開始され、同三〜四年の間に竣工して、同五年の秀忠来訪時に供されたという流れである。あくまでも伝承と状況証拠のみだが、元和四年前後に東浜御殿が竣工した可能性を指摘しておく。

一方、西浜御殿の竣工が東浜御殿と同時にののかは史料的に確認できない。「存亡吟味留」には「加藤喜左衛門由緒書」を引用して、御殿地はかつて喜左衛門の先祖・加藤隼人正の「居屋敷」で、「大瀬子村城之内一構之居屋敷」が「御殿之御用地」になったので、「豎横三拾間半」が召し上げられたとする。伝馬町五兵衛からの口上では、「大瀬子浦殿屋敷」は「福島左衛門督」すなわち福島正則の屋敷だったという伝承も載せる。

「大瀬子村城之内一構之居屋敷」と「大瀬子浦殿屋敷」が同じ場所を指すのかは曖昧だが、『尾張國地名考』では「元禄記」を引用して、西浜御殿は現在の立地である「大瀬古浦」に承応三年に建てられたとし、それ以前は、西方の「須賀浦聖徳寺太子堂の西磯際」に寛永年間に建てられていたとする。『尾張國地名考』の記述通りならば、幕末時点で西浜御殿があった所が「大瀬古浦」で、移設以前は西方の「須賀浦」にあったことになる。移設については他に言及する史料が無いため、参考に留めるものの、「熱田町旧記」二冊本では、寛永一〇年と承応三年に海辺を埋め立てた記録があるため、承応三年の新地埋め立てを契機として御殿の移設が行われた可能性は残る。

なお、図3「西濱御殿圖」には興味深い記述が見られる。この図は嘉永七年（一八五四）に製作された「熱田西古御殿之圖」を、昭和一四年（一九三九）に川瀬助三郎という人物が写した図で、ここに川瀬氏によって調査された次のような貼紙書き込みがある。

御湯殿上段ハ義政公行殿跡とモ傳ふ

熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析

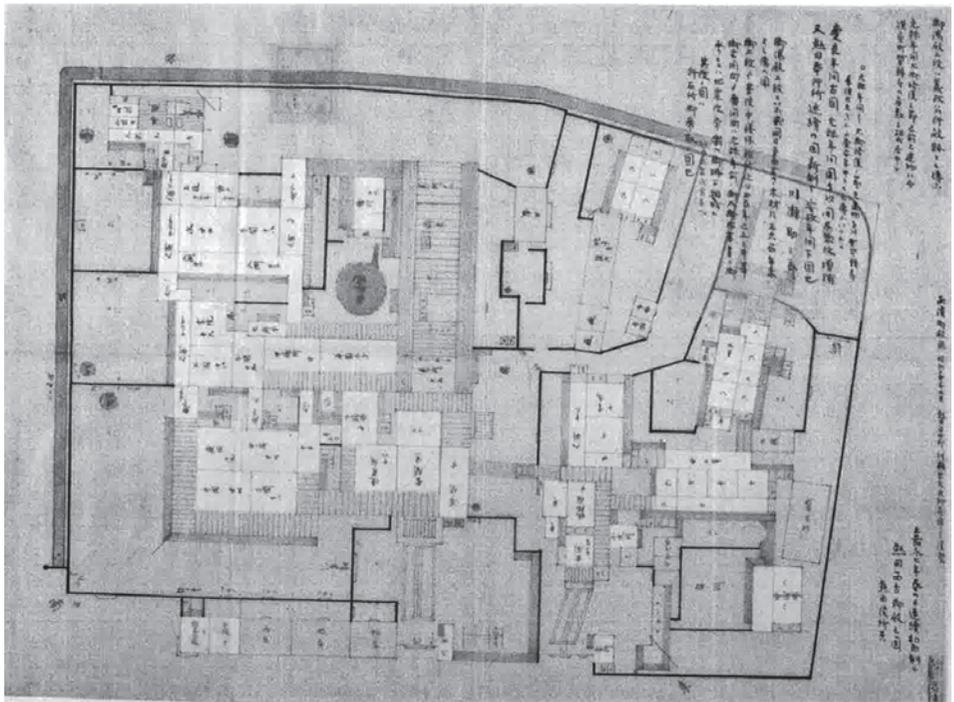


図3 西濱御殿圖（「熱田西浜屋敷図及び附近見取図」三枚の内）
昭和14年（1939）写【原本：嘉永7年（1854）「熱田西古御殿之圖」】名古屋市蓬左文庫蔵
縦46.7糎・横60.9糎

元禄年間大御修復之節 已前之建物ハ今ノ旗屋町誓願寺の屋敷ル相成
居申候

○元禄年間より大御修復ノ節 元建物を以誓誓願寺ノ庫裡出来といふ○慶安年中とも云傳ふいつれか

慶長年間古図 元禄年間図を以間尺惣改増補ノ又熱田奉行所連續の図新制す 安政年間下図也

川瀬助三郎

御湯殿上段といふ貳間は至而古き木材 凡五六百年來ノよし傳へ聞

御上段の書院中膳場賄所辺は四百年已上と申事ノ御玄関の廣間向ハ元禄年前ノ御入御作事のこと御ノ承りもとハ地震後 常楽へ御拂下相成ル

其後ノ図ハ (朱書)「知多岩成成楽寺へ」

行在所御席取ノ図也

西濱御殿図 昭和十四年七月 熱田田中町 川瀬末九氏所蔵図ニヨリ複製

嘉永七年春の日連續初而制候

熱田西古御殿之図

熱田役所共

これによれば、西浜御殿の「御湯殿上段」は、「義政公行殿跡」との伝承があったという。元禄年間(一六八八―一七〇四)の修理で旗屋町誓願寺庫裏として移設されたが、五〇六〇年前の材木を使用しており、「御上段の書院中膳場賄所辺」は四〇〇年以上前の材木を使用し、「御玄関の廣間向」は元禄以前の作事とする。もとより、この情報の出典が明らかではなく主観に基づく記述のため、信憑性は薄いものの、西浜御殿の来歴を考える上で一考すべき情報である。

いずれにせよ、西浜御殿の設立年については、東浜御殿ほど絞り込める材料がない。先述のとおり『御代御記録』の元和九年七月八日条に、「熱田東御屋敷」とあることで、この時に西の御屋敷が存在していたことを間接的に辿れるまでが史料による存在確認の上限である。

二 東浜御殿・西浜御殿の利用変遷と終焉

(一) 御殿利用の変遷

東浜御殿の利用に関する記録に「御馳走」・「御饗應」の語が頻出するたため、東浜御殿は東海道を往来する貴人に対する応接施設として設けられたことは間違いないだろう。ただ『御代御記録』には「御茶屋」という語句も見られ、この語句が東西いずれの御殿を指すのか曖昧である。『尾張國地名考』に「東御殿」は「一に御茶屋と云」とあること、『御代御記録』で西浜御殿のことを「西御茶屋屋敷」として「西」の字を冠していることを理由に、同記録で単に「御茶屋」とする場合は東浜御殿の記録と解釈したが、東西両御殿の使い分けについては判然とせず、単に熱田で応接を受けたとのみ記す記録もあるため、『御代御記録』だけでは御殿利用の正確な実態は判らない。

『御代御記録』での記載において、東浜御殿で応接を受けたと明確に判る人物は、秀忠・家光・頼房の他、家光養女通君・「水戸御姫様」・大目付井上政重・高家吉良吉冬・医師古林見宜の八名、西浜御殿では春日局・前老中永井尚政・「権大納言局」・京都所司代板倉重宗及び重郷父子・高家大沢基重の六名である。東浜御殿は將軍や徳川一門の利用があるのに対し

て、西浜御殿では概して幕府上級職の者という区分と見なせなくもないが、厳密な区別は見いだせない。

後の西浜御殿は、藩主が熱田参宮を行う際に、休息所及び装束改めを行う装束屋敷として利用された形跡がある。「存亡吟味留」には「一御殿御出来之比ヶ濱／御殿江／殿様折々被為遊御入候由承申候 隔年江戸／御下向前／御殿ニ而御清メ／御社参今以左之通御座候」と、参勤下向前の熱田参宮時に御殿で「御清メ」を行うとしており、御殿ができる以前は、「馬場左京殿」の屋敷で「御清メ」を行っていたとする（「一御殿御取立前ハ馬場左京殿ニ而御清メ／御社参御座候由是又御二代計之間与承申候」）。

「存亡吟味留」で紀伊徳川家の参勤交代時や、「近衛様」・「九條様」に対しても「御殿」で「御馳走」を行うとしており、この記録だけではどちらの御殿か判らないが、『鸚鵡籠中記』卷廿上²⁹の宝永七年（一七一〇）五月五日条では後に八代将軍となる紀伊徳川家五代吉宗が西浜御殿で「御泊」したとの記事があるので、「存亡吟味留」でいう「御殿」とは、おそらく西浜御殿のことと思われる。このように、西浜御殿は参勤時の熱田参宮などで定期的な利用が行われていたと考えられるため、記録には残らないものの、幕末まで継続的に利用されたと見なせよう。

これに対して東浜御殿の利用については記録が薄くなっていく。『名陽見聞図会』³⁰で記された天保七年（一八三六）の福君下向時の利用が、管見の限り公式に東浜御殿が利用された最後の記録である。一一代斉温の継室となるため江戸へ下向した近衛基前の養女・福君は、美濃路を経て一〇月一日に名古屋城に到着し、一五日の「辰中刻」（午前八時前後）に名古屋城を出立して宮宿で「御昼」をとり、まず「御浜御殿」へ入った後、「御茶や」へ入って「御船」を「御覧」になったと記す。

「御茶屋」の西に「常燈明」があるとしているため、ここでいう「御浜御殿」は西浜御殿で、単に「御茶や」・「御茶屋」と記す場合は東浜御殿を指す。掲載された挿図には東浜御殿の西堀に二艘、七里の渡南側海上に四艘の御座船が描かれており、御殿周辺では東側と西側及び北側の宮宿側に柵を設けて見物人を差し止めていることも判る。東浜御殿からの観覧を含め、熱田での滞在は夕方までに及び、「たいまつ」を照らして鳴海宿まで移動したとも記される。この記述により、天保七年（一八三六）時点までは、まだ貴人応接のために東浜御殿が利用されていたことが判る。

東浜御殿は、『尾張國地名考』では東西六二間・南北五五間とし、『尾張御行記』では東西六三間・南北五五間として、東西幅に一間の違いがあるが、東西がやや長い長方形区画であることは、地図などの記載からも明らかである。西浜御殿は、『熱田町旧記』一冊本で東三三間・北三六間・西三八間・南三九間とし、『尾張國地名考』では東西三六間餘・南北三三間餘と数値が異なるが、東浜御殿に比して小規模な御殿だったことは確かである。なお、「尾州熱田画図」³¹には、東浜御殿には「三千三百七十三坪半」、西浜御殿には「千三百三十一坪」の書き込みがある。

東浜御殿は海上城郭の様相を誇っていたため、『尾張志』でも記されるように「旅行の耳目を驚かす」存在だったことは確かだろう。諸地誌で共通して紹介されるのは、東浜御殿の地が、かつての歌枕の名所「寢覚の里」だという伝承である。『塩尻』³²では「世の人は、海づら遠山の渺々たるを、此の楼上より向ひぬれば、目覚る心地する故也と思ふ」と表現する。

東浜御殿の四隅に置かれた櫓の中で、南西部の櫓はかつて桑名城が遠望できたことから「桑名櫓」・「桑名楼」と称され、それに対して南東部の櫓は「寢覚櫓」・「寢覚楼」と称されていたことも諸地誌で一致する。『昔咄』

が書かれた一七世紀後半時点で、熱田新田の干拓によって、すでに桑名城は見えなくなっていたようだが、二代光友の詠歌「汐干する沖津夕波音たへてねざめの床に残るまつ風」をして、光友が「東楼」を「ねざめの床」と名付けたと紹介し、『塩尻』でも名付けたのは光友とする。しかし、『張州府志』では「寢覺樓」の命名者は義直とし、『尾張御行記』・『尾張志』でも同様の見解を取る。その真相は確かめられないが、櫓名の命名者は義直で、光友は既に命名されていた名所に対して詠歌を作ったと解釈する方が正しいのかもしれない。

もう一つ諸地誌で共通して語り継がれるのは、寛永一一年の家光止宿である。幕府が御殿の「作事」停止を求めていたにも関わらず、尾張藩側が「作事」を強行したことは、最後の將軍止宿という特別理由とも合わさって、尾張の人々の記憶に強く印象付けられたのかもしれない。熱田の地誌「厚覧草」でも、この時に東浜御殿を「新ク作り出セリ」としており、御殿設立を同年としたのは、諸地誌で繰り返し記述されたことも一因といえよう。

(二) 御殿の衰退

東西両御殿ともに海浜に置かれた御殿だったため、自然災害による被害も多かったと推測される。『御代御記録』や「事蹟録」では寛永一三年（一六三六）に東浜御殿の石垣や「矢倉一ヶ所」が破損した記事、『尾藩世紀』では天和元年（一六八二）七月に「暴風」によって西浜御殿と考えられる「熱田駅亭」が「入水」した記事、『鸚鵡籠中記』巻十七の宝永四年（一七〇七）十月四日条には地震によって「熱田御殿」の「長屋」が潰れた記事ある。

「存亡吟味留」では享保一五年（一七三〇）五月上旬に西浜御殿「御作事場」からの出火で「御長屋」が半分程焼失する被害も記録されている。また、慶安年間（一六四八〜五二）に御殿は柿葺とされ、御長屋は惣瓦葺だったのが、この火災を契機に御殿も瓦葺に改めたとも記される。

『尾張國愛智郡誌』では、延宝元年（一六七三）に東浜御殿は取り壊されて「東都」を送られたという記事を載せる。東浜御殿の建物が、江戸市ヶ谷上屋敷御殿に転用されたことは、天和三年（一六八三）二月の火災で焼失した後の再建予定絵図「市買御屋敷大絵図」³³に描かれた殿舎群の内、玄関部分に「熱田東御殿御廣間」、下台所部分に「熱田東御殿下臺所」との貼紙があることから知られている。

しかし、『尾張國愛智郡誌』でいう延宝元年は上屋敷焼失前のことなので、この年次が正しいとは言えない。また、『名古屋市史 地理編』でも、早い時点から御殿が取り除かれたことは事実としつつも、「御殿番」浅野家の五代「又兵衛」が慶応元年（一八六五）歿であることを理由に、「御殿番」自体は幕末まで存続したことを紹介している。同書では、浅野初代庄蔵が宝永五年（一七〇八）に四代吉通に仕えて「御殿番」になり、代々「御殿番」を継承したことも紹介している。

『感興漫筆』³⁴二十の記事では、安政五年（一八五八）元旦に尾張藩士で儒学者の細野要齋が東浜御殿の「御搆中に住する平松友次郎」を訪れた時は「東浜御殿は四隅に御櫓あり、中には御殿なし、手代等の住する御役宅数軒あるのみ」とする。³⁵『藩士名寄』³⁶によれば、平松は当時「熱田奉行物書」を勤めていた。このことにより、「御殿番」役宅以外にも、熱田奉行所役人の役宅数軒が東浜御殿内に置かれていたこと、幕末時点では既に御殿はなかったことが判明する。

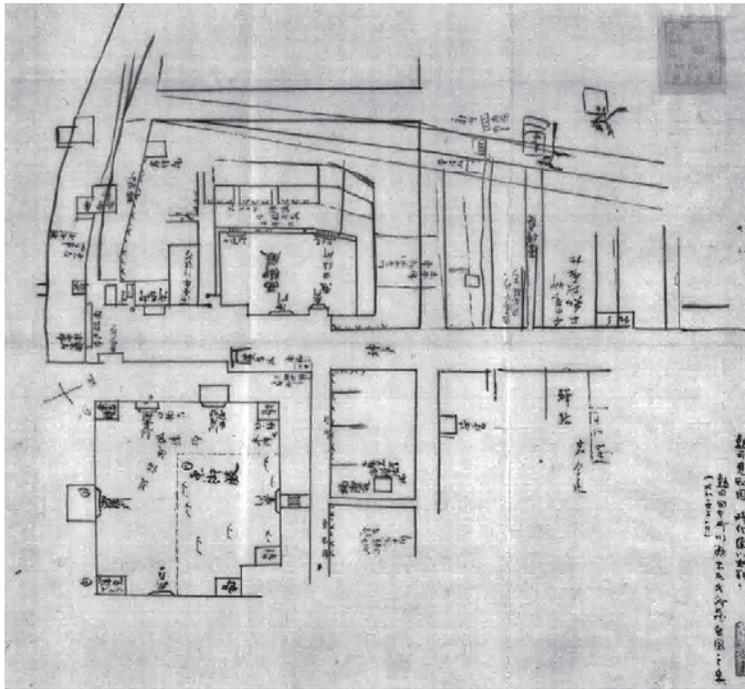


図4 熱田見取圖(「熱田西浜屋敷図及び附近見取図」三枚の内)
昭和14年(1939)写〔原本:明治時代 19世紀〕名古屋市蓬左文庫蔵
縦46.5糎 横49.5糎

江戸時代に描かれた熱田御殿周辺図を昭和一四年(一九三九)七月に写した図4「熱田見取圖」⁽³⁷⁾には、東浜御殿敷地の半分以上が「調練場」になっている様子が描かれている。「東御殿」と称する場所には七棟ほどの三角屋根がまばらに描かれているだけである。御殿敷地を調練施設とした例は、江戸時代後期に作製された「名古屋御下屋敷図」⁽³⁸⁾でも確認できる。名古屋城下の御下屋敷でも、かつて御殿があった屋敷中央の場所を「練武場」とした更地になっている他、庭園の池が「田」となり、遊興用建造物

も「文政七申二月御取毀江戸表江御差下シ相成候」として撤去されていたことが判る。

おそらく藩財政の悪化によって維持管理が難しくなり、遊興空間ではなく実用空間に転用されていったと考えられる。東浜御殿も例外ではなく、御殿内に「調練場」が設けられており、こういった御殿改変により多くの建物は順次失われていったと思われる。明治初年頃の製作と考えられる「熱田東御殿畑之図」⁽³⁹⁾は、北の「表御門」から、南の「唐御門」まで大きく四区画に別けられた荒麦畠の簡略図であり、そこでの収穫量を記した貼紙が添付されている。同図は、図4「熱田見取圖」で「東御殿」とした箇所を重ねるように畠となっているため、同図が作製された時には「感興漫筆」⁽⁴⁰⁾二十でいう「御役宅」もさらに整理されていた可能性がある。ちなみに、「熱田東御殿畑之図」の貼紙によれば、御殿内の畑は「九反九畝三步九厘」で、「荒麦拾石六斗壹升六合」の収穫があったことが記されている。

いずれにせよ、東浜御殿は、「御殿番」は幕末まで置かれたものの、御殿としての実態は幕末時点ではほぼ喪失していたと考えられる。ただし、『感興漫筆』二十では「四隅に御櫓あり」としているため、名古屋城下の女関口として、御殿の外観はおそらく維新時か廃藩置県時までは維持されていた。

なお、幕末の一四代將軍家茂上洛時における熱田止宿に関しては、羽賀祥二氏の研究⁽⁴¹⁾に詳しく、文久三年(一八六三)時と慶応元年(一八六五)の熱田止宿について諸史料を基に経緯や規模について明らかにされている。文久三年は二月二七日から二八日にかけて「熱田宿尾張殿濱屋形」に止宿、慶応元年は五月一日に「熱田濱屋形」で「御小休」の後、名古屋城へ移ったことが『續徳川實紀』第四編⁽⁴²⁾所収の『昭徳院殿御上洛日次記』及び『昭

「徳院殿御實紀」から確認できるが、「熱田宿尾張殿濱屋形」ないし「熱田濱屋形」が、東西いずれの御殿を指すのか明らかではなく、羽賀氏もそこは明確にしていない。

しかし、これまでの検討から、幕末時点で東浜御殿に將軍を迎える施設は存在していないのは明らかのため、一四代將軍家茂が利用したのは西浜

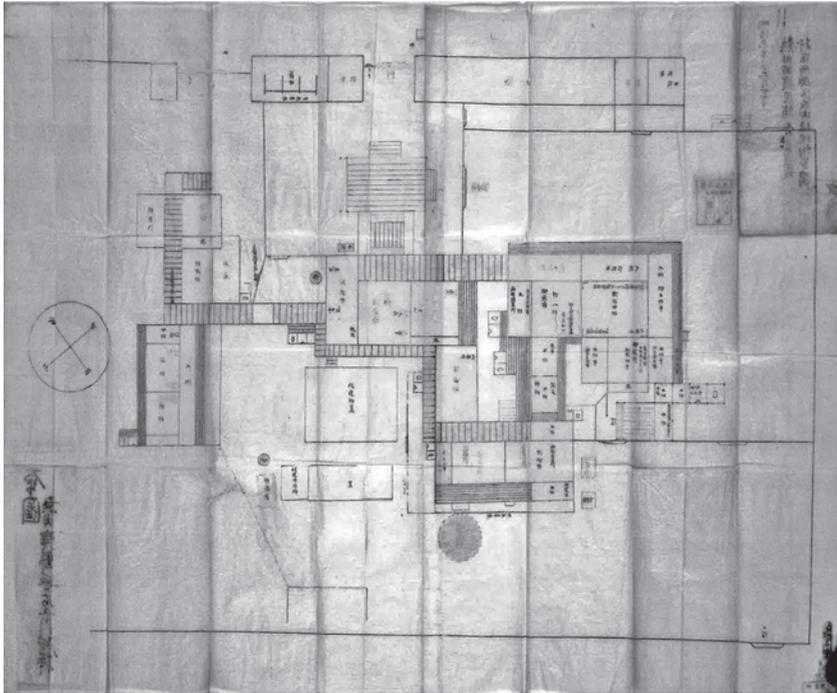


図5 熱田西濱屋敷行在所御補理等図 明治元年(1868)名古屋市蓬左文庫蔵
縦65.0糎・横86.5糎

御殿とみてよいだろう。慶応元年上洛時の記録「昭徳院殿御實紀」の、「御物見江被レ爲レ成。御透見被レ遊」という記述もこの論拠の一つとなりえる。これは一四代將軍家茂が御殿の「御物見」よりその外側を「御透見」したという記事だが、この「御物見」は図5「熱田西濱屋敷行在所御補理等図」・図6「熱田西濱屋敷繪図面」⁴²⁾と、一章で紹介した図3「西濱御

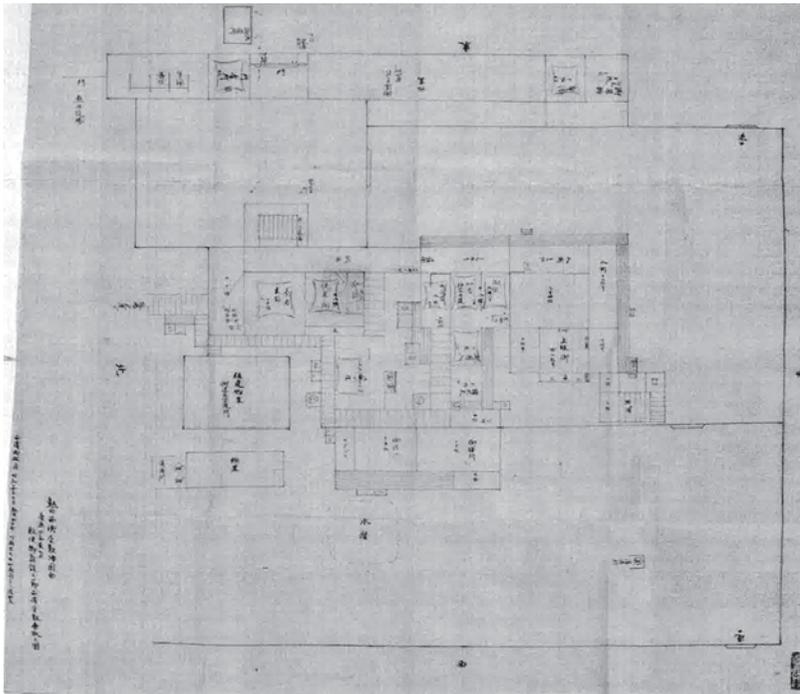


図6 熱田西濱屋敷繪図面(「熱田西濱屋敷図及び附近見取図」三枚の内) 昭和14年(1939)写 [原本:明治元年(1868)]名古屋市蓬左文庫蔵
縦70.3糎・横69.4糎

殿圖」の三枚の図面に表されており、東側の表門に続く御長屋南端部にそれぞれの図面で「上段」・「物見上段」・「物見上段」と記された一〇畳の空間のことである。

図5「熱田西浜屋敷行在所御補理等図」は明治元年（一八六八）の明治天皇東幸の際の行在所として改築する際の図面、図6「熱田西浜屋敷絵図面」は昭和十四年（一九三九）に転写された明治元年修繕直前の図面、図3「西濱御殿圖」は嘉永七年（一八五四）の原図を昭和十四年に転写した図だが、いずれの図でも御長屋部分の形態に変化がないため、一四代将軍家茂上洛時も図面に表された形態だったことは間違いない。わざわざ御長屋の内部に「上段」を設けるのは、貴人の「御透見」に供するための空間と考えられ、幕末に至るまで西浜御殿における応接機能の一つとなっていた可能性が高い。すなわち、貴人が普段間近にすることがない市井の人々を透き見するという趣向である。

慶応元年上洛時に市井の人々がどこまで御殿に接近できたか不明だが、羽賀氏が調査した文久三年上洛時の事例では、往來の規制は緩くするようにしていたことが明らかにされているため、慶応元年上洛時には御殿の「御物見」を通して市井の日常生活を間近に見えるように取り計らった可能性はある。

なお、この「御物見」は、北側に一〇畳の次の間を備えた空間で、幕末時点で一四代慶勝によって撮影された四枚連続写真の図7「熱田神戸町・西浜御殿・浜鳥居・船手御用屋敷・船会所」⁽⁴⁴⁾でも熱田宮浜鳥居の奥に東面と南面に開口した矩形張り出して堅格子を入れた透見窓が写されている。この写真からも判るように、ここからの眺めは限定的だが、往來が賑わう

様子を間近で見ることができると判明する。

(四) 維新时期以降の御殿

明治天皇が明治元年（一八六八）に東幸を行う際、行在所に選ばれたのは西浜御殿である。東浜御殿は早くに御殿機能を喪失しており、西浜御殿のみが熱田参詣時の装束屋敷として存続していたことを鑑みれば、同所が在所になるのは必然だろう。行在所となった際の空間は、前項で紹介した図5「熱田西浜屋敷行在所御補理等図」と、図6「熱田西浜屋敷絵図面」で

また、同様に前項で紹介した一四代慶勝撮影の四枚連続写真・図7「熱田神戸町・西浜御殿・浜鳥居・船手御用屋敷・船会所」は、東浜御殿の西側から、北側の宮宿の街並みより南側の船会所までの景観を納める。中央の熱田宮浜鳥居奥に、御殿東側の御長屋・門・「御座所」のある御殿が写っている。この写真によって御長屋は瓦葺・入母屋造り・下見板張りで、御殿は瓦葺・寄棟造りと判明する。また、御長屋の右側（北側）に表門が写る。

現在、春日井市中央公民館前庭に移設されている同市味美西本町の旧家・旧丹羽家の高麗門には、浜御殿門から移設されたとの伝承があり、この写真に写る表門に形状が近似している。高麗門は表門として用いられる格式のため、写真に写る門の可能性が高い。なお、慶勝撮影の写真には、東浜御殿表門に通じる木橋・土橋と、その背後の宮宿を撮影した写真・図8「熱田東浜御殿表門」⁽⁴⁵⁾はあるが、御殿側は写っておらず、東浜御殿を写した他の写真も今のところ確認されていない。また、御殿への土橋の石垣

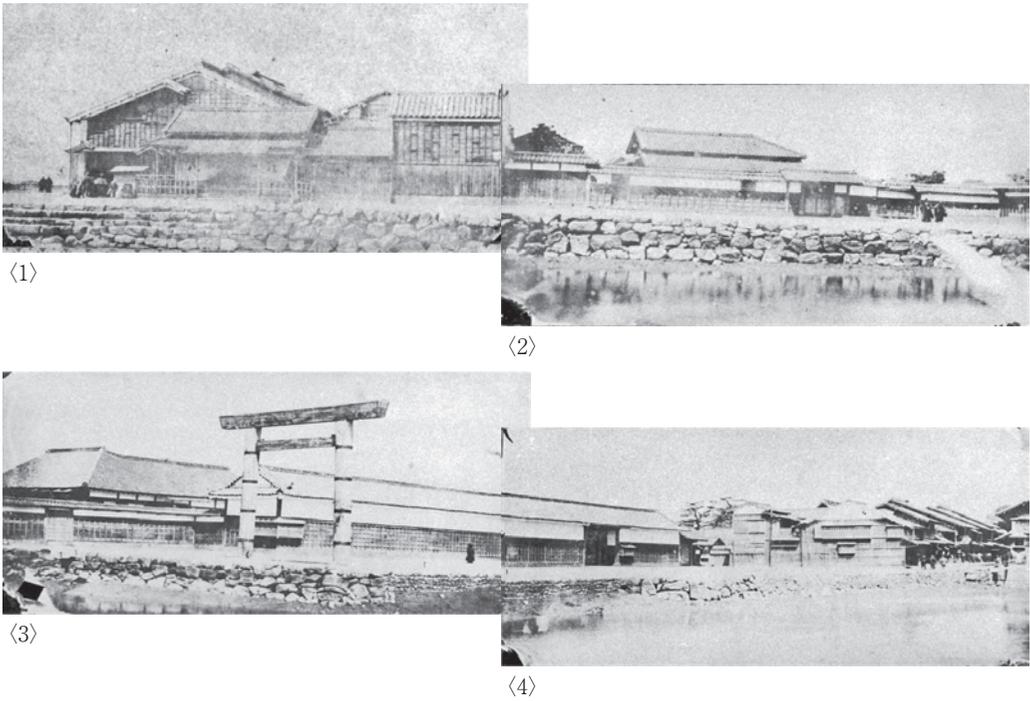


図7 「熱田神戸町・西浜御殿・浜鳥居・船手御用屋敷・船会所」 徳川慶勝(尾張家14代)撮影
江戸時代 19世紀 徳川林政史研究所蔵

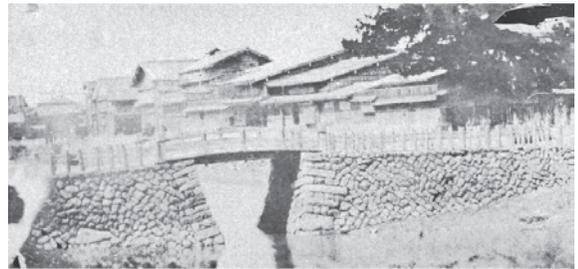


図8 「熱田東浜御殿表門」 徳川慶勝(尾張家14代)撮影
江戸時代 19世紀 徳川林政史研究所蔵

は落とし積みであるため、江戸後期以降に改修された形跡をみることができ。『名古屋市史 地理編』では「椋園時事録」を引用して、西浜御殿は一旦八五〇両で払い下げられたが、一六代義宜が帰国するため、明治五年(一八七二)五月一九日に「御買戻シ」をしたという記事を紹介している。その後「藩」より「縣」へ引き渡して、明治六年一〇月二五日に「悉皆売却」したが、跡地に設けられた「熱田治安裁判所」は、一部旧建物を転用したとする。

この裁判所の設置年は明確ではなく、服部鉦太郎氏は『明治の名古屋・世相編年事典』⁽⁴⁶⁾において、明治六年に「西浜御殿に裁判所を設置。」、同十五年に改築したとしつつも、同一〇年八月一〇日に、「熱田神戸町二六番地」に「熱田治安裁判所」が開庁し、初代所長判事補に野中徹が任命されたことを紹介している。

名古屋博物館蔵の「愛知県文書課記録掛内務指令綴」には、明治一〇年七月三十一日に内務省の指令に基づき、「熱田西濱邸内」の「潰家」三三坪三合を「拂下」げするため「入札」を行い、「四圓五銭」で落札されたことが記されている。⁽⁴⁷⁾

このことを愛知県令・安場保和より同年八月二七日付で内務卿・大久保利通へ報告したところ、同年九月一日に大久保の名で入札金を大蔵省へ納めることが指令されている。入札金を納める先が国である以上、西浜御

殿は明治一〇年時に国有地だったことは確かである。その直前までは一六代義宜の「上邸」だったとの記述より、『名古屋市史 地理編』でいう「藩」が一旦買い戻したとの記事も裏付けられる。

八百六十三

記一六五三

〔國貞〕朱文丸印

〔朱書〕
「テ第一千三百廿二号」

熱田西濱邸内潰家入札拂下之義上申

一金四圓五銭

熱田元西濱徳川義宣上邸内／潰家三拾三坪三合

拂下入札高

右者尾張國愛知郡熱田元西濱徳川義宣上邸這回名古屋裁判所江可引渡地／處之内潰家之分ハ入札拂下之義 七月／卅一日御指令之趣ヲ以入札申付候處 高札／前頭之通ニ付下渡 右金負上納仕度即／残三番札 迄相添 此度及上申候也

明治十年八月廿七日 愛知懸令 安場保和「愛知縣令安場保和」朱文方印

内務卿 大久保利通殿

〔朱書〕
「書面潰家拂下代金四圓五銭大藏省へ／納附可取計事」

「明治十年九月十一日 内務卿 大久保利通」「内務卿大久保利通印」朱文方印

この流れを整理するならば、廃藩置県時頃に八五〇両で払い下げとなったものの、明治五年に一六代義宜の帰国に合わせて旧「藩」が一旦買い戻し「上邸」としたが、同六年には国有地となつて熱田治安裁判所の設置が決められ、同一〇年開庁という流れにならうか。当初は御殿の旧建造物を

熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析

転用していたが、順次旧建物の整理が行われ、おそらく同一五年の改築によって、往時の建物はほぼ姿を消したと考える。

(五) 御殿遺構

『名古屋市史 地理編』では、「藩君の休息せしと云ふ正殿」は、安政年間（一八五四～六〇）に壊して知多郡成岩（現・愛知県半田市）の常楽寺書院として移設されたこと、「對潮館」と名付けられたその書院には「安政丙辰年季夏（安政三年）に「君命」、すなわち一四代慶勝の命により、「熱田御濱御殿」を寺へ移設したことを記した「上月興名」揮毫の「對潮館」額が掲げられていたことも記されている。移設のことは、図3「西濱御殿圖」にも記されており事実と思われるが、常楽寺は大正一三年（一九二四）の火災で伽藍を焼失し、この時に書院も焼失しているため、その構造は明らかにできない。

なお、中部日本新聞・昭和二五年一〇月一二日付に、西浜御殿の一部が旧西大須永楽町（現・名古屋市中区大須附近）の金波楼内に現存しているとの記事がある。記事によれば、改造されているが間口五間・奥行二間の二階建ての建物で、二階には上段の間があり、一二枚（正しくは二三面）の杉戸が遺されているとする。当時の所有者の先々代が建物を購入したこと、他に建造した五層建築の三階には御殿遺構が使用されたこと、竪三ツ蔵（現・名古屋市中区栄及び錦附近）に建てた名古屋ホテル「桜の間」にも遺構が用いられていたという。

この金波楼にあった杉戸絵六枚一二面は、現在、名古屋博物館の所蔵となっている。この内「唐人奏楽図」二面は、津田卓子氏の調査により、

天保七年（一八三六）刊行の『唐詩選画本七言律』における葛飾北斎画の挿絵を写した画題であることが確認されている。⁴⁹ 金波楼の伝承が正しければ西浜御殿内に浮世絵師の作品を基にした杉戸が置かれていたことになる。この杉戸絵は天保七年以降の製作であることは確かで、幕末の西浜御殿は旧来の規式に掬われない室礼だった可能性がある。

東浜御殿の終焉を示す史料は遺されていない。幕末時点で実態が伴わなかった御殿のため、廃藩置県までに機能は自然消滅し、西浜御殿と同時期に撤去・解体が行われたのではないかと推察する。服部鉦太郎氏の『明治の名古屋・世相編年事典』では明治九年四月一五日に、「旧浜屋敷埋立地に内田町が新設」との記事を紹介する。

この記事によれば、現在の内田町域が東浜御殿の敷地ということになる。西の神戸町との境が、熱田区神戸町・白鳥コミュニティセンターの箇所度二度曲折しているのは、あるいは西浜御殿の敷地に規定された町域区画の可能性がある。この推定が正しいならば、一四代將軍家茂が「御透見」をした「御物見」の位置は、白鳥コミュニティセンターが立地している場所の北東部ということになる。

また、この位置を西浜御殿の東端部とするならば、現在、熱田神宮より宮の渡し公園へ向かう市道南部附近が東浜御殿の西堀となり、この南北市道と内田町神社南の東西市道との交差点附近よりやや東方が東浜御殿北西部隅と想定されるため、かつての御殿区域は、伝馬一丁目西側と内田町内にはほぼ全域が含まれることになる。

中日新聞・昭和四八年（一九七三）一月二日付の記事で、熱田区内田町四の市道でガス管工事の際に、「直径一メートル前後の角ばった大きな石八個と松のクイ棒十本」が発見されたことが報じられている。現在これら

の遺物は行方不明のため検証できないが、掲載写真で判断する限り、石垣の石である可能性は高く、御殿側か護岸側の石かは判らないものの、この発見は御殿ないし御殿堀に関する地下遺構が内田町域に遺されている可能性があることを物語っている。

三 「熱田東御殿指図」の分析

(一) 御殿解体過程

図1「熱田東御殿指図」(以下、「本図」という)は、貼紙の向きで見るとならば東を上とし、縦一二・二種、横一一・五種、横一一・五種の楕円に、御殿の各建物を貼紙で添付する。貼紙形状の図であるため、製作時期は一七世紀とみてよからう。

本図は「岐阜御殿之図」⁵⁰と同封されており、紙袋には「五一〇 熱田東御殿御指図」「五十一 岐阜御殿之図 朱書〔欠〕」と、徳川林政史研究所の分類番号および史料名が墨書される。「岐阜御殿之図」は一度別置されたためか、朱で抹消線が入れているが、現時点では同封されている。

本図の裏面には「熱田東御殿御指圖」「第五百十番」の貼紙が添付されており、表面の左側にも「熱田東の御殿之指圖／黄紙之分者こほし置候御家三而御座候」との貼紙がある。建物の描写は浅葱地紙と黄地紙の二色とになっているが、この貼紙により黄地紙の建物は撤去する建物であることが判明する。この時点での撤去建物は名称貼紙がある建物全四〇棟の内、「御休息之間」以下一五棟である。「御休息之間」と「御風呂屋」以外は小規模な附属屋が多いため、面積的には部分撤去に留まり、御殿の中核を成

す主要建物の大半はこの時点では残存させる計画である。

しかし、六棟ある番所の内四棟と、五棟の土蔵・蔵の内三棟を撤去するなど、管理施設の大半を取り除くことは、御殿の利用規模を縮小することを意味している。また、鷹狩時の利用に供する「御鷹部屋」や、宿泊利用に必要な「御風呂屋」、取次役人の「御坊主部屋」を撤去することからみて、尾張藩主を含む貴人に対する接遇機能を取り止める方向にあったとみなせる。なお、「こほし」とされた建物の中で、「御賄部屋」二棟と「御かく部屋」一棟には「御奥方へ取」との貼紙があるため、この三棟だけは移設したと考えられる。「奥方」がどこを指すのかは判らないが、名古屋城二之丸御殿の奥への移転とも考えられる。

ここで注目されるのが、二章で紹介した図9「市買御屋敷大絵図」である。先述したように、この図は天和三年（一六八三）二月の火災で焼失した

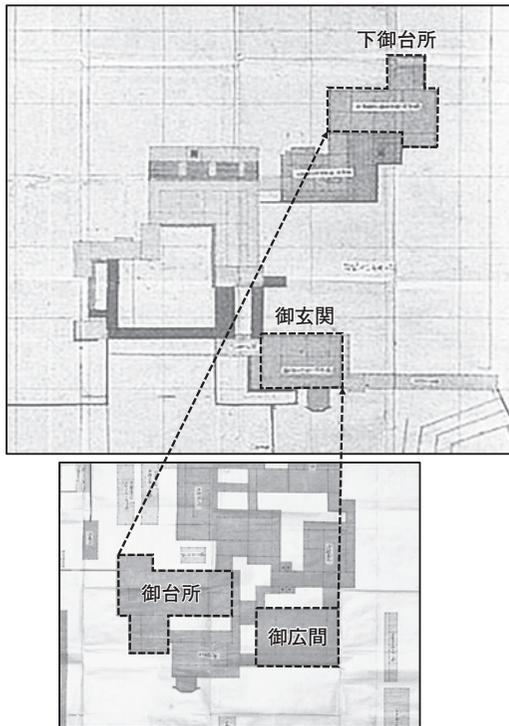


図9 「市買御屋敷大絵図」部分(上)・
「熱田東御殿指図」部分(下)

後の再建計画図で、再建する玄関部分に「熱田東御殿御廣間」、下台所部分に「熱田東御殿下臺所」との貼紙があるため、東浜御殿の建物を転用する計画であることが判る。この図に描かれた「御廣間」と「下臺所」は本図にも描かれており、間取り・柱数ともに一致している。このことから、本図は貼紙表記通り東浜御殿の図と確定できる。また、本図は天和三年以前の図であること、本図の時点ではまだ「御廣間」・「下臺所」共に撤去対象とはなっていないため、さらにそれ以前に製作された図であることも判明する。

また、東浜御殿の「御廣間」が、市ヶ谷上屋敷の玄関に転用され、唐破風を持つ玄関棟が増築されていることも注目される。威信が示される江戸上屋敷の玄関棟に東浜御殿の「御廣間」が選ばれたことは、この「御廣間」自体が相応の仕様であったことを物語っている。本図は寛永十一年（一六三四）に三代將軍家光を迎えた時に新たに作事された御殿群と考えられるため、本図に描かれた御殿群はまさに名古屋城本丸御殿に匹敵する仕様を誇っていたとみなせよう。

(二) 御殿構造の検証

御殿群の向きも注目される。東浜御殿は北側の橋しか陸地と繋がっていないため、これまで北側が正面と考えられてきたが、本図で見える限り北側の「御門」を入ると「御番所」三棟がコの字形に門内空間を取り囲むものの、そこから先の御殿空間へは塀重門と思われる小門二棟があるだけで、その門を抜けても御殿脇にしか出られない。明らかに通用口のな構成となっている。

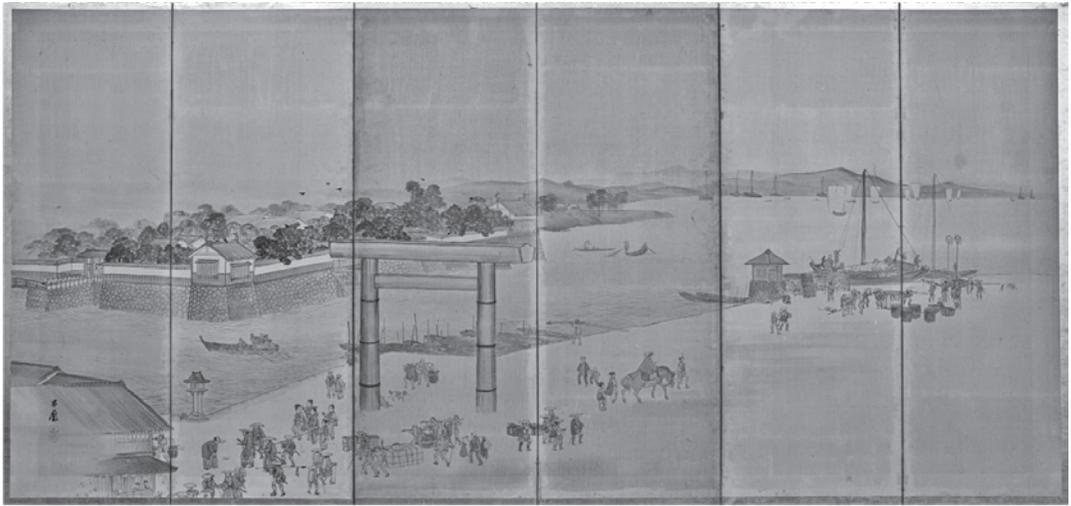


図10 「七里の渡風景図屏風」六曲一隻 奥村石蘭筆 江戸時代 19世紀 個人蔵 縦140.0糎・横278.0糎。

御殿群への正面は唐破風を乗せた玄関棟を持つ「御鎗の間」だが、この建物は西側を正面とし、その前庭に「こしかけ」・「御馬屋」・「御番所」といった正面空間に設けられる附属屋がある。西端の「かふ木御門」冠木御門と「御鎗の間」の間には八柱の「御門」を中門として置いたため、「御鎗の間」の西側には二重に区画された空間がある。東浜御殿の正面空間はまさに西側に展開していたわけである。

西側の「かふ木御門」の先は堀だが、『御代御記録』の寛永二十一年八月八日条に「一、此節熱田 御殿西之方 御成橋際并海手貳ヶ所ニ、關船を以御番所有之、(後略)」とあるように、西側には当初「御成橋」が架かっており、御殿配置もそれを裏付けている。

しかし、奥村石蘭⁽⁵¹⁾が描いた幕末の景観と思われる図10「七里の渡風景図屏風」⁽⁵²⁾には、東濱御殿の西側には二つの門が描写されている。手前(北側)の門が「かふ木御門」の位置にある門である。同屏風の描写は、一四代慶勝が撮影した四枚連続写真に写る常夜灯・浜鳥居などを忠実に描いているため、ここに描かれている東浜御殿の景観は実景に近いと考えてよい。よって、東浜御殿はある時点で西側に門を増設したことになる。

二章で紹介した明和八年(一七七二)写の「尾州熱田画図」や、文化二年(一八〇五)写の刊記がある「熱田地絵図」⁽⁵³⁾では西側に二門を描いており、遅くとも明和八年以前の改造と判る。幕末頃の景観と思われる図4「熱田見取圖」にも二門が描かれており、北側の門を「通用門」、南側の門を「御舟入門」としている。またこの図には東側にも「非常口」とした門があり、西側の「通用門」前と、南側の「御唐門」前の海中に張り出しを描くことから、この図が描かれた時代には船着き用の棧橋が設けられていたようである。

図10「七里の渡風景図屏風」には、「かふ木御門」の位置にある門から西側の堀へ降りる石段が描かれているため、「御成橋」撤去後に船着き用の門として改造されたと思われるが、天保一五年（一八四四）刊行の『尾張名所図会』巻四の挿図・図2「七里渡船着寢覚里」図や、同時期刊行の『名古屋見聞図会』の挿図、『名古屋市史 地理編』所収の図11「熱田東濱御殿及び船場之圖」⁵⁴には西側の門は一箇所しか描かれていない。『尾張名所図会』巻四の挿図の門の位置は、本図の「かふ木御門」の位置とは異なるため、こういった地誌類では北側の門は省略されていたのだろうか。その理由は不明である。また、西側に門を増設した理由も不明だが、図4「熱田見取圖」での門の表記から考えて、御殿内に設けられた「調練場」に関連する可能性を指摘できる。

なお、南側の門は図4「熱田見取圖」には「御唐門」となっており、『名

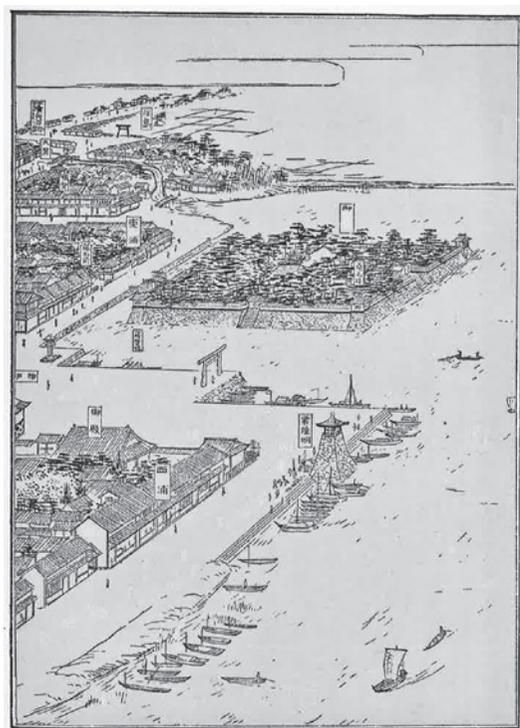


図11 「熱田東濱御殿及船場之圖」
（『名古屋市史 地理編』挿図）

陽見聞図会』の挿図や図11「熱田東濱御殿及び船場之圖」でも唐門が描かれている。本図は「御門」と表記するだけだが、東西に三柱を配置する描写からみて唐門とみてよい。御殿設立当初より南側の門を格式ある唐門にしたことは、海からの眺望も意識した造りだったことが判る。

東濱御殿は名古屋図等の地図による表記によって、北東隅を入隅とする平面であることは知られており、本図も同様の描写となっている。おそらく鬼門除けとして入隅にしたのだろう。敷地各隅には二間四方の小規模な櫓が設けられている。これらの櫓は、地誌の挿図等から平櫓と判明しており、いずれも「御番所」と表記されている。図10「七里の渡風景図屏風」にも北西櫓と、南西櫓である桑名櫓が描かれている。これらは切妻造り・下見板張りで、外側の二面には庇付の出格子窓を中央に開けた形状だったことが判る。また、本図では入隅南部の角にも「御番所」と表記する建物が描かれている。これも、櫓の一つだがこの櫓だけ東西柱間二間・南北柱間四間の長方形となっており、他の四櫓と形状は異なっている。

御殿は各建物を渡廊下で繋ぐ配置で、玄関棟である「御鎗の間」の南に「御廣間」を置き、御殿南側には西より「御對面所」・「御座の間」・「二階御書院」・「御休息之間」・「御風呂屋」といった表の空間が連なっている。「御鎗の間」東側には「御臺所」を置き、その東に独立した「坊主部屋」を挟んで、「御料理之間」・「上御料理之間」・「御賄部屋」と奥方の空間が続く。「御臺所」と「御料理之間」の間の建物は、貼札が欠落しているため名称不明だが、「書院」の可能性がある。

ここで注目される建物は、「御座の間」・「御休息之間」の南に張り出した「二階御書院」である。その南東にある櫓は歌枕に因んだ「寢覚櫓」と称される櫓であり、埋め立て以前は、ここより伊勢湾の広大な眺望が楽し

めた。この場所に「二階」を設けるのは、その眺望を目的とした建物に他ならない。東西柱間三間・南北柱間四間、一階の三方を縁付とする建物である。

本図はこれまで不明だった東浜御殿の御殿構造を詳細に示す唯一の図面として貴重であると同時に、御殿の特異な構造を明らかにする多くの情報を含んでいる。西側を正面として御殿が配置されていたこと、熱田の地域性を生かして伊勢湾の眺望を楽しむ尾張藩独自の接遇施設があったことは、史書では語られなかった事実である。東浜御殿の建物が江戸市ヶ谷上屋敷の玄関棟などに転用された事実からみて、東浜御殿は名古屋城本丸御殿級の壮麗な仕様と想定されるため、平面図だけでも往時の威容が判明した意義は大きい。

おわりに

貴人への応接を行う御殿が設けられていたことは、御三家筆頭として最高格式を有する大名ならではの権勢の現れである。特に將軍上洛に供した東浜御殿は、東海道における尾張領への事実上の玄関口に位置するため、尾張藩の威信を示す御殿として江戸時代を通じて存在していた。しかし、これまで設立経緯や内部構造について明らかにされておらず、今回、先学の研究、史料の見直し、本図の確認によって、その一端を垣間見ることができた他、特異な構造も明らかにできた。また、この御殿の役割は時代とともに縮小し、遺された外観とは裏腹に内部空間は徐々に整理されていくことも明らかとなった。

一方、西浜御殿は熱田参詣時の装束屋敷として利用されたことで、定期

的な利用に繋がり、尾張領内御殿の中で唯一、明治初年まで機能した御殿であった。一三〇〇坪程度の比較的小規模な御殿だったことも、維持管理の面で存続を可能にした理由だろう。今回の論考では、この西浜御殿の性質についても史料を基に判る範囲で明らかにできた。両御殿の経年的変遷までは追えないものの、ある程度の経緯と機能は明らかにできたと考える。今後の課題として、他の領内御殿や尾張城内及び城下に存在した様々な御殿・屋敷の性格と設置意義について明らかにし、尾張藩における諸御殿運営の歴史的意義について考察したいと考える。

註

- (1) 渋谷葉子「大名屋敷の機能的秩序―尾張藩を素材として―」(徳川黎明会編『金鯢叢書』第四一輯 平成二六年三月発行)等。
- (2) 徳川林政史研究所蔵。旧蓬左一三九―三〇〇。
- (3) 徳川林政史研究所蔵。旧蓬左一三九―三五。
- (4) 徳川林政史研究所蔵。図物甲五一〇。縦一二・二寸 横一一・九寸五厘。
- (5) 巻四は『尾張名所図会(上巻)』愛知県郷土資料刊行会 大正八年一月七日発行・昭和四八年三月二〇日再復刻に所収。
- (6) 『名古屋市史 地理編』名古屋市役所 大正五年三月三〇日発行。
- (7) 熱田研究よもぎの会編『史跡あつた』泰文社 昭和三七年一〇月二五日発行。
- (8) 熱田区制五十周年記念誌編集部会編『名古屋市熱田区誌』熱田区制五十周年記念事業実行委員会 昭和六二年一〇月一日発行。
- (9) 元禄年間(一六八八―一七〇四)編集・宝暦二年(一七五二)完成。全三〇巻。『愛知郷土資料叢書 第十九集 張州府志(全)』愛知県郷土資料刊行会 昭和四九年九月三〇日発行。
- (10) 堀七齋著 江戸時代中期 名古屋市蓬左文庫蔵。
- (11) 樋口好古著・文政五年(一八二二)刊行。全二五冊。『名古屋叢書続編 第四

卷 尾張御行記(一)』『名古屋叢書続編 第八卷 尾張御行記(五)』名古屋
教育委員会 昭和三十九年一月三〇日、昭和四四年三月三十一日発行。

(12) 深田正韶撰／中尾義稲・岡田啓編／小田切春江図。天保一五年(一八四四)序。
序巻一卷・本巻六〇巻。一四付図。『張州府志』の改訂増補版名古屋市蓬左文庫
蔵影印本。刊本は『尾張志』上巻、下巻 愛知県郷土資料刊行会 昭和五四年七
月二三日復刻出版)

(13) 田中重策編輯・水谷民彦校訂 明治三年(一八八九) 愛知県立図書館蔵

(14) 津田正生編 文化二年(一八一六)完成・天保七年(一八三六)上納『張州史
料尾張國地名考 改訂版』東海地方史学協会 大正五年(一九一六)海部郡教育委
員会底本刊・昭和六一年三月一日改訂編発行)

(15) 名古屋市蓬左文庫蔵。同所蔵本には二系統あり、一冊本は元禄一二年
(一六九九)成立・安永八年(一七七九)写。二冊本は元禄一二年(一六九九)成立・
江戸後期写。

(16) 内藤正参記・赤林信定編。安永年間(一七七二)八二調査・寛政元年
(一七八九)献上。百巻。(『張州雜志』第一巻、第一二巻 愛知県郷土資料刊行会
昭和五〇年六月二八日、昭和五一年八月二八日発行)

(17) 阿部直輔編 明治初年 十巻
(名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上』名古屋市教育
委員会 昭和六二年三月三十一日発行)

(18) (公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第1、第4
八木書店 二〇一五年七月一〇日、二〇一九年六月三〇日発行。

(19) 徳川美術館蔵。未表具文書五八―四〇一。
(愛知県史編さん委員会編『愛知県史 資料編21 近世7 領主1』愛知県 平成
二六年三月三十一日発行 所収)

(20) 元禄年間(一六八八)一七〇四頃成立 一二八冊 徳川林政史研究所蔵。

(21) 永井哲夫「尾張國熱田東御殿の創設年代」(『地方史研究』三七三 第六五巻
第一号 二〇一五年二月一日発行)

(22) 徳川林政史研究所蔵 旧蓬左一三―七八

(新修名古屋市史資料編編集委員会編『新修名古屋市史 資料編 近世2』名古屋

熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析

市 平成二三年三月三十一日発行 所収)

(23) 名古屋市蓬左文庫他蔵。

(24) 黒坂勝美「新訂増補國史大系 徳川實紀 第二篇」吉川弘文館 昭和五年四月
二五日発行・平成二年一月一日第五刷発行 所収。

(25) 『永原御殿跡総合調査報告書』野洲市教育委員会文化財保護課 令和元年九
月発行。第三章は、野洲市永原御殿跡調査委員会委員ならびに野洲市教育委員会
文化財保護課の進藤武氏による執筆。

(26) 該当箇所は註(24)に所収。

(27) 『尾張志料著作集』東海地方史学協会 平成二年二月一日発行 所収。

(28) 名古屋市蓬左文庫蔵「熱田西浜屋敷図及び附近見取図」三枚の内。図
一〇三〇―一。縦四六・七糎 横六〇・九糎。

(29) 朝日重章著 元禄四年(一六九二)六月、享保二年(一七一七)二月執筆。徳
川林政史研究所蔵。

(『名古屋叢書続編 第九巻 鸚鵡籠中記(一)』、『名古屋叢書続編 第十二巻 鸚鵡
籠中記(四)』名古屋市教育委員会 昭和四〇年一月三十一日、昭和四四年一月三十一
日発行 所収)

(30) 歌月庵喜笑(小田切春江)著・画 江戸時代後期 一二冊。

(『歌月庵喜笑(小田切春江)著・服部良男編『名陽見聞図会』美術文化史研究会
昭和六二年一月四日発行)

(31) 名古屋博物館蔵。画像は「企画展 熱田と名古屋―中世から近世への歩み
―」名古屋博物館 平成九年一月二五日発行 所収。

(32) 天野信景著 江戸時代前、中期頃執筆。

(『名古屋叢書 第十八巻 隨筆編(一) 塩尻拾遺』名古屋市教育委員会 昭和
三四年一二月二〇日発行)

(33) 徳川林政史研究所蔵。旧蓬左絵図五六〇。縦二九六・〇糎 横三八四・〇
糎。図版及び渋谷葉子氏による解説は、(財)東京都生涯学習文化財団編『尾張藩
上屋敷跡遺跡V 絵図集成編』東京都埋蔵文化財センター 二〇〇〇年八月三十一
日発行に収載。

(34) 細野要齋筆 天保七年、明治一年(一八三六)七八執筆。

- (4) 『名古屋叢書 第十九卷 随筆編(二)』 『名古屋叢書 第二十二卷 随筆編(五)』 名古屋市教育委員会 昭和三十五年四月二〇日・昭和三十七年七月三十一日発行。引用箇所は、『名古屋叢書 第二十卷 随筆編(三)』 名古屋市教育委員会 昭和三十六年三月三〇日発行に所収)
- (35) 名古屋市博物館学芸員 津田卓子氏の御教示による。
- (36) 『名古屋城下お調べ帳・デジタル版』 名古屋市博物館編 二〇一三年発行。より『尾張藩便利帳 Ver. 1』 『尾張藩 藩士大全』 の検索に基づく。「二四一—一三七 平松藤太郎」。
- (37) 名古屋市蓬左文庫蔵「熱田西浜屋敷図及び附近見取図」三枚の内。図一〇三〇—三。縦四六・五種 横四九・五種。
- (38) 徳川林政史研究所蔵。
- (39) 名古屋市蓬左文庫蔵。図一〇一五。縦四三・三種 横五八・二種。
- (40) 羽賀祥二「幕末の熱田と名古屋城下—勅使・將軍・藩主家族の通行—(羽賀祥二・名古屋市蓬左文庫編『名古屋と明治維新』風媒社 二〇一八年一月一日五日発行 所収)
- (41) 黒坂勝美編輯『新訂増補國史体系 續徳川實紀 第四編』吉川弘文館 昭和一年二月二九日第一刷発行・平成三年一月一日第五刷発行。
- (42) 名古屋市蓬左文庫蔵。図八〇七一—。二枚の内(一枚は「内侍所泊ニ付八劔宮御設之圖」。縦六五・〇種 横八六・五種。
- (43) 名古屋市蓬左文庫蔵「熱田西浜屋敷図及び附近見取図」三枚の内。図一〇三〇—二。縦七〇・三種 横六九・四種。昭和一四年写。
- (44) 徳川林政史研究所蔵。写真一一二三—一二六・旧番号二三六一—八「幕末熱田浜御殿・名古屋城内屋敷写真帳」所収。各縦八・〇種。横一六・〇種。
- (45) 徳川林政史研究所蔵。写真一一三〇・旧番号一三六一—八「幕末熱田浜御殿・名古屋城内屋敷写真帳」所収。縦八・〇種。横一六・〇種。
- (註(42)とも、徳川林政史研究所編『写真集 尾張徳川家の幕末維新 徳川林政史研究所蔵写真』吉川弘文館 二〇一四年三月一日発行 所収)
- (46) 服部鉦太郎著『明治の名古屋・世相編年事典』泰文堂 昭和四三年六月二日発行。
- (47) 名古屋市博物館学芸員 津田卓子氏の御教示による。
- (48) 朝日美砂子「旧西浜御殿障壁画」(愛知県史編さん委員会編『愛知県史別編 文化財 2 絵画』愛知県 平成二三年三月二日発行 所収)。
- ① 牡丹禽鳥図 二面 縦一六四・五種・横七七・五種
- ② 豊干禪師図 二面(①裏) 縦一六四・五種・横七七・五種
- ③ 雪中蘆雁図 二面 縦一六四・五種・横七七・五種
- ④ 黄蜀葵鶏図 二面(③裏) 縦一六四・五種・横七七・五種
- ⑤ 船上遊楽図 二面 縦一六四・五種・横二二八・六種
- ⑥ 落下鮎図 二面(⑤裏) 縦一六四・五種・横二二八・六種
- (49) 津田卓子「伝西浜御殿杉戸絵 唐人奏楽図」解説。(名古屋市博物館編『特別展 北斎だるせん!』図録「北斎だるせん!」展実行委員会 平成二九年一月一八日発行 所収)
- (50) 徳川林政史研究所蔵。図物甲五一—。縦一四五・三種 横一一四・七種。寛真理子「岐阜御殿について」(『伊奈波神社社報』No.33 伊奈波神社社務所 令和元年発行 参照)
- (51) 天保五年(一八三四)四月二五日生。明治二八年(一八九七)二月七日歿。尾張藩士・奥村左平の子。名は庸、通称源吾・大助。号・知芳齋、楓齋、庸堂主人。四条派・野村玉溪、横山清暉門。維新後、国風学校画学教師。(服部徳次郎著『愛知書家画家事典』愛知県郷土資料刊行会 昭和五七年八月一〇日発行)
- (52) 個人蔵。六曲一隻。縦一四〇・〇種・横二七八・〇種。
- (53) 名古屋市博物館蔵。画像は『企画展 熱田と名古屋—中世から近世への歩み—』名古屋市博物館 平成九年一月二五日発行 所収。
- (54) 『名古屋市史 地理編』四一六—四一七頁間 名古屋市役所 大正五年三月三〇日発行 所収。この図には「據熱田宮及附近図、海瀨談話」の註がある。
- (追記) 本稿は令和元年(二〇一九)二月二九日に熱田区白鳥コミュニティセンターで実施した「宮の渡し・大瀬子地区まちづくり協議会主催 第二回まちづくり勉強会」において「新発見・熱田御殿絵図」と題して行った講演内容を修正・加筆した。この時、「熱田東御殿指図」を基に円銘建設株式会社代表取締役・加藤剛嗣氏が製作したCG画像を、同氏及び名古屋学院大学教授・水野晶夫氏より

紹介された。

なお、本稿執筆にあたり、犬山城白帝文庫主任学芸員・寛真理子氏、徳川美術館学芸部マネージャー・加藤啓子氏、名古屋博物館学芸員・津田卓子氏、紙の温度社長・花岡成治氏、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏並びに水野晶夫氏に貴重な史料情報の提供を受けた。特に藤田英昭氏には、家茂上洛史料の紹介をいただいた。また、徳川林政史研究所・名古屋蓬左文庫には史料閲覧の便宜を図っていただいたことを末筆ながら深く謝す次第である。

〔史料〕「嘉永元申十月出来 尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留完」

〔熱田御殿部分抄〕

(前略)

熱田御殿

寛永十一 戊申書方伏見より之状由

熱田之御殿無油断 急被申候様ニ御作事奉行衆江ノ急度可被仰渡候 次ニ御座敷之絵爰許ニ而急カ、セノ可申候間 御座敷間敷 間尺少も不違様ニ仕 早々ノ上候様ニ御作事奉行衆江是亦可被仰渡候

張州府志愛智郡官舎之部

熱田東行殿 「在熱田海門 寛永十一年甲戌 大樹入ノ朝憩息於此樓閣臨水隄壘整ニ一壯觀」 「之地也 有二樓 西曰葉名樓 可以望桑名城 東曰寢覚楼 是ノ地古名寢覚里故也 是皆我 敬公所名也」

同

熱田西行殿 「在熱田海門 與東御殿相對 創建年月不ノ詳 縉紳公族旅行過之必饗之于此」

(中略)

(封入書状表書)

〔滝川又右衛門様 山吹儀十郎〕

(本文)

〔熱田

御殿往古御取建相成候砌

御殿江附候古記録等無之哉ノ但熱田地ニ罷在候旧家古老ノ之者申傳 又ハ

旧記所持罷在／候者も有之候ハ、委可申達旨／御談有之候付 及吟味候
処

御殿御取建相成候砌之／古記録等 役所ニ何等無之／熱田ニ罷在候加藤
喜左衛門由緒書／之内ニ年曆ハ不相分候得共／加藤隼人佐 屋敷地

御殿御用地ニ相成候趣 別紙／一印書拔之通 相見立 寛政／九巳年

御殿御取建等江付御談之趣／苗ニ有之候処 右節於役所／古苗記等不相見
熱田傳馬町／五兵衛之申者 古老申傳之趣／承知罷在候趣相聞 其節／為

相訂候処 別紙二印之通／書出候付 右達書相添／申達候儀ニ相見候得共

当時／外ニ旧記等所持之者 茂不／相聞候 仍為御見合 右式枚／相添申達
候 以上

九月廿四日

加藤喜左衛門由緒書之内書抜

先祖全朔之三代以後之隼人佐 迨／大瀬子村城之内一構之居屋鋪ニ候得共／
御殿之御用地ニ付 豎横三拾間半被／召上候故 東脇村町並 扣屋敷江罷出候

乍恐口上之覚

傳馬町／六拾六歳／五兵衛

東西

御殿之儀 幼少之節 古老之者ニ承傳候処／被遊御存候通 慶長十五戊年

一短ニ

御城御出来 同年

殿様御引移被為遊 諸国御大名様より／御材木 石御献上之由 引續濱而

御殿共御作事御座候由申者有之候得共／全躰

御城御作事御材木 石残候ニ付 元和之比 成瀬／隼人正様被遊御氣附
東

御殿并濱燈明御出来ニ付 御軍用之由申者／有之 燈明場之儀 石火矢臺
又遠見之場所与／申者も御座候 仍て御番所前古来之今以升形与／申傳
候 右三ヶ所石垣ニハ御大名様方御銘御印／御座候由承申候

一 御上洛之節 御手当御茶屋

御殿与申候得共 両度

御上洛之節 被為遊

入御候由 承及不申候 他國御大名様 城下与宿隔候／宿場見付用害宿駅
御馳走之節 出張之馬所与／乍恐奉存候 城下ニ有之候 宿方ハ御国杉ノ町

／御町屋同前ニ御手当出張御馳走場ニ御座候由／乍恐奉存候

一 西御殿之儀ハ慶安之比 惣柿屋根 御長屋ハ／惣瓦屋根御出来御座候処
享保十五年戊／五月上旬 昼七ツ比 御作事場之出火仕 御長屋／半分程

御焼失仕 早速御作事被為

仰付 其節御奉行鈴木定左衛門様与承申候／享保之末

御殿不残 瓦葺ニ御仕替被為

仰付候

一 御殿御出来之比 濱

御殿江

殿様折々被為遊 御入候由承申候 隔年江戸／御下向前

御殿ニ而御清又

御社参今以左之通御座候

一 御殿御取立前ハ馬場左京殿ニ而御清又

御社参御座候由 是又御二代計之間与承申候

一 紀州様毎年御交代之節

御殿ニ而御馳走御座候由

近衛様

九條様

御殿江被為遊 御入是又御馳走御座候由

一 当御代ニ相成 西国方御大名様御交代之節／御本陣勿論御下宿も無御座候ニ付 加藤／圖書助方 同長次郎方ニ而御頼御止宿御座候／其比諸国御大名様御格式御供廻り至而御少勢／尔而御通行之由承申候 其後八郎右衛門 新五左衛門／両家御頼 御大名様方御休泊并御下宿／宿方ニ而相勤申候 其後御大名様方御本陣／作事等仕 宿内ニ而御下宿相勤 夫より益／御通行ニ付 宿方一統繁昌仕候得とも／近年御大名様方御儉約不繁昌仕候由／承申候

一 元文三午年々今年迄六拾年程間／熱田社家之分 町家之分 七分通断絶／入替り残而三分通りハ今以相續仕候 傳馬町／之儀も鍵数凡百軒程之處 七拾軒程／断絶仕 三拾軒程ハ相續仕候共 此内血脉ニ而／相續仕候者ハ十九軒程只今ニ御座候

一 大瀬子浦殿屋敷与申所 古来ハ福嶋左衛門督／屋敷跡与承申候

一 御殿御鋪地ハ加藤隼人佐屋敷跡与承申候／築地町旅籠屋共居申候 鍵数十軒計／之所 先年ハ加藤隼人佐扣之儀ニ承申候／只今ハ寛延新田権左衛門扣ニ御座候 右之條々／幼少之節承傳候得共 慥成儀も不奉存／候間 乍恐不調法之段 御高覽被下置候様／奉恐入候 以上

巳九月

(後略) *割註は「」で記し、改行は「／」で示した。

